

新しいコミュニティのかたち アクションプラン

【概要編】



大野城市

H23.3.31ver



※概要編と資料編の2部構成になっています。

概要編 目次1

【アクションプラン前編】

-  コミュニティによるまちづくり…いままでとこれから ……P1
-  市民と市の連携・共働による新しいコミュニティのイメージ
 - 全体図 ……P4
 - コミュニティ運営委員会 ……P5
 - パートナーシップ活動支援センター ……P6
 - 地域行政センター ……P7
 - コミュニティ協議会 ……P8
-  大野城市まちづくりパートナー基金 ……P9
 - コミュニティ条例の制定 ……P10
 - コミュニティセンターが新しくなりました ……P11



概要編 目次2

【アクションプラン本編】

- アクション1** パートナーシップのまちづくり市民意識調査 ……P13
- アクション2** コミュニティわくわく推進事業 ……P14
- アクション3** 使ってバンクの設置 ……P15
- アクション4** 新コミュニティ交付金 ……P18
- アクション5** コミュニティ活動応援ファンドの創設 ……P24
- アクション6** 新コミュニティ構想推進のための人的支援制度 ……P25
- アクション7** 新コミュニティ構想推進のための情報支援 ……P30
- アクションプランロードマップ ……P31
- 地域行政センター整備ロードマップ ……P32



コミュニティによるまちづくり

～いままで～

大野城市は、これまで、地域ぐるみでまちづくりを推進し、全国的にも先進のコミュニティ都市として発展してきました。

! 区やコミュニティ運営委員会などの地縁組織を中心として、まちづくり、ボランティア、生涯学習、親睦・交流などのコミュニティ活動が市民の積極的な参加により実践されてきました。

! 市もこれらの活動に対して支援し、協調しながら、相互に協力する協働によるまちづくりを推進してきました。

 40年もの歴史あるコミュニティの土台で、地域と行政が協働のまちづくりを進めてきました。

1

コミュニティによるまちづくり

～これから～

これからは、この築いてきた土台を基礎として、市民、事業所、市が、対等な立場で共働によるまちづくりを推進していきます。

▶ 平成20年度：指針となるコミュニティ構想（人づくり・地域づくり編）を策定しました。

▶ 平成21年度：その具現化に向けた「新しいコミュニティのかたち（素案）」を地域の区長さんやコミュニティ運営委員会の皆さん方と共に作り上げました。

▶ 平成22年度：コミュニティ協議会等準備委員会を地域と共に立ち上げ、これからのアクションプラン（骨子案）を作成しました。

このようにして…

2

新しいコミュニティによる 共働のまちづくりを進めていきます！

● コミュニティセンターを拠点としてコミュニティ運営委員会、パートナーシップ活動支援センター、地域行政センターという3つの組織とそれらを調整する機関としてコミュニティ協議会を設置します。

● これらの組織と、志や意欲のある人々・団体・NPO・企業などの「志民(しみん)・志縁(しえん)団体」とが連携・共働(共働き)して地域課題の解決に取り組んでいきます。



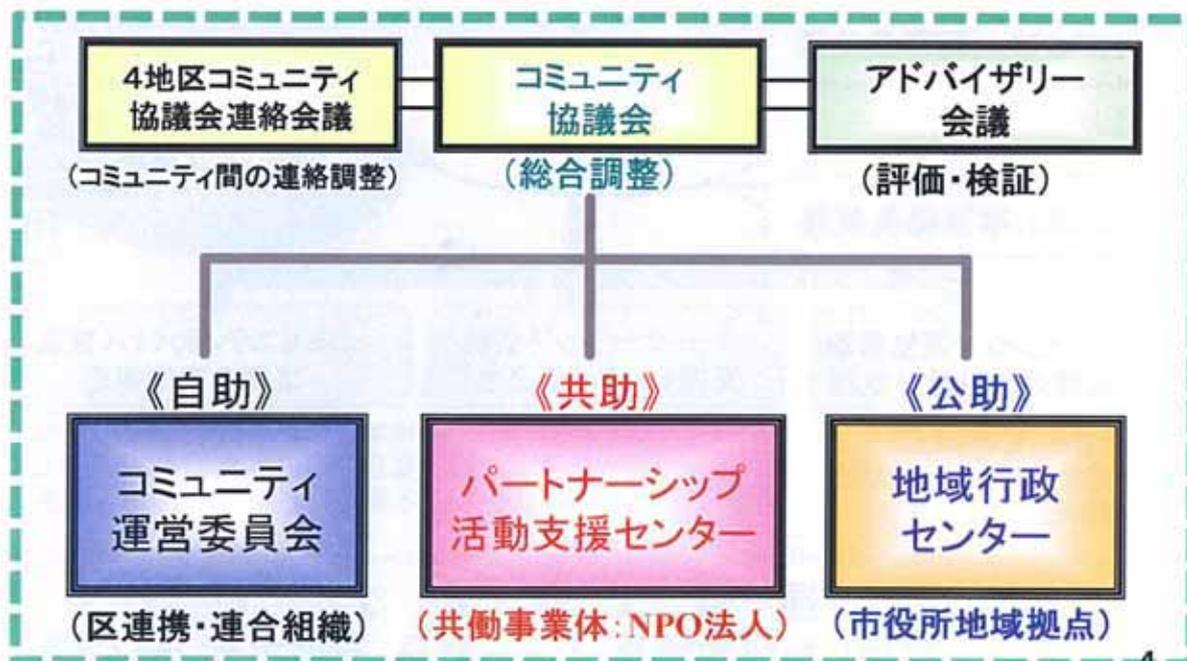
“市民と行政のパートナーシップで自治力みなぎるコミュニティ”を目指し、“住んでよかった、住んでみたい”と感じることのできる活力に満ちた大野城市をつくっていきます。

3

市民(志民)と市の連携・共働による 新しいコミュニティのイメージ



～現在のコミュニティセンターを官民連携・共働型に転換～



4

区・各種団体
により構成

コミュニティ運営委員会（自助）

各区

総会

会長

（区長輪番制）

副会長

監事

（職員を研修派遣）

地域活動
インターンシップ

事務局長

会計

アンビシャス広場の運営
（月～金曜の午後3～5時）

庶務・書記

体育部

文化部

福祉部

青少年
育成部

職員
コミュニティ隊

レクリエーション
・軽スポーツなど

文化祭など

独居高齢者見
守り事業など

パトロール
活動など

パトロール活動・
各種行事など 5

パートナーシップ活動支援センター（共助）

施設長

（コミ運 推薦）

NPO法人理事長兼務

副施設長

事務局

（契約、パート職員）

NPO法人事務局長兼務

（地域から優先採用）

コミュニティセンター運営管理
及び学校開放施設受付業務

指定管理者としてのコミュニティ
センター運営管理及び学校開放
施設、近隣公園受付業務

パートナーシップ活動
支援センターの運営

パートナーシップ活動支援
センター（「使ってバンク」を
含む）の運営

コミュニティわくわく推進
事業の実施運営

地域や市が単独では解決できない
課題や市の事業だけでは不足してい
る事業等を共働で取り組み解決する

運営スタッフ

（地域等から採用した契約職員・パート職員・有償ボランティア等） 6

地域行政センター（公助）

地域行政センター
（南・中央・東・北コミュ
ニティセンター内に課の
位置付けで設置）

所長

所長代理

嘱託職員等



地域情報の 発信及び支援

ホームページやコミ
セン、公民館だより
などの地域情報の
発信及び支援を行
う。
また、災害発生時
の情報の把握等を行
う。

嘱託・パートによる 証明発行サービス等

住民票、印鑑証明、
税証明等の発行
サービスの拡大と
上下水道料金の預
かりを実施。

民間委託による 総合窓口 出張サービス

市役所の総合窓口
出張所機能（各種申
請書預かりサービス
等）による各種サー
ビスの展開

地域分権型による 新しい公共サービス

地域分権型の新しい
公共サービスとして市
役所各課業務を移管。
パートナーシップ活動
支援センター、コミュ
ニティ運営委員会と連携
し共働で実施

運営スタッフ
臨時・パート職員、委託職員

7

コミュニティ協議会（※任意協議会）

企画プロジェクト
チーム

「わくわく推進会議」

コミュニティ
推進委員
（市民代表者を
市長が委嘱）

コミュニティ
担当職員
（各部長が推薦
した市職員）

会長
（委員の互選）

副会長
（委員の互選）

- ・コミュニティ運営委員会会長
 - ・PSセンター施設長
 - ・地域行政センター所長
 - ・新コミュニティ課長
 - ・地域の代表
 - ・有識者等
- ※男女比を考慮します！

事務局長
（地域行政センター所長の充職）

事務局員
（PSセンター事務局
員兼務）

コミ運（自助）、
PSセンター（共助）、
地域行政センター（公助）
実施事業の総合調整

しみん
ふるさとづくり“志民”
運動等による財源の
確保と新コミュニティ
交付金の配分、調整

コミュニティわくわく推進
事業の調査と企画及び
共働き提案事業の運営
等

※上記文中「PSセンター」は、「パートナーシップ活動支援センター」の略称です。

8

実施主体：市役所

実施年度：平成22年度整備

大野城市まちづくりパートナー基金

新コミュニティ構想に掲げるパートナーシップのまちづくりを安定的かつ効果的に推進するため、平成22年度に「大野城市まちづくりパートナー基金」を整備しました。



ポイント

- ・市民からの寄付があると、同額の市費が上乗せされて基金に積み立てられます。（“マッチングギフト”といいます。）
- ・“共助”の役割を担う「パートナーシップ活動支援センター」の設置・運営や地域の課題解決のための共働事業を支援する財源です。

これも共働・パートナーシップです！！

9



市役所

平成22年度整備

コミュニティ条例の制定

コミュニティセンターを拠点として、新しいコミュニティのかたちを推進するため、「大野城市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例」の全部を改正し、「大野城市コミュニティ条例」を制定しました。



ポイント

- ・大野城市のこれまでの、そしてこれからのコミュニティによるまちづくりについて前文で掲げています。
- ・コミュニティセンターを拠点施設として、コミュニティ運営委員会、パートナーシップ活動支援センター、地域行政センターの3つの組織を設置し、さらに、調整機関としてコミュニティ協議会を設置します。
- ・コミュニティ協議会やまちづくり活動を行う団体に支援を行っていきます。

10

！コミュニティセンターが新しくなりました

- 新コミュニティ構想実現のための計画「新しいコミュニティのかたち」に基づき、コミュニティセンターの改修を行いました。

北コミュニティセンター改修レイアウト



11

コミュニティセンターが新しくなりました



- ◎ 備品の利用が可能になります。(一部有料)※平成23年度中整備予定です。
【貸出し】パソコン・プロジェクター・スクリーン・メールボックス
【施設備付】検索用パソコン・カラー印刷機・ポスタープリンター・ラミネート紙折り機・裁断機

- ◎ 施設の利用が可能になります。※平成23年度中整備予定です。
【フリースペース】小会議、待ち合わせなどご利用できます。
【情報コーナー】NPO・ボランティア等の活動、募集などの情報収集ができます。また、活動をする上で役立つ情報を掲示しています。



12

パートナーシップの まちづくり市民意識調査

コミュニティセンター内に創設するパートナーシップ活動支援センター等において、地域と行政が共働で取り組むべき地域課題を明らかにするための、基礎資料を収集します。



コミュニティわくわく推進事業

市民意識調査により、発掘した共働で取り組むべき地域課題について、コミュニティで取り組んでいきます。

コミュニティわくわく 推進事業の実施



地域や市が、単独では解決できない地域課題や市の事業だけでは市民ニーズを満足できない事業等を共働で取り組み、解決していきます。



使ってバンクの設置

地域活動に積極的に参加したいという意欲を持った人材の登録制度「使ってバンク」を整備し、必要な人材情報を収集・活用することにより、地域における人的資源の活用を進め、コミュニティ活動を推進していきます。



15

使ってバンクの設置



※パートナーシップ活動支援センター内に窓口を設置します。

★ポイント

- 個人、スポーツ・文化団体、NPO、事業所など、志のあるすべての“志民(しみん)”が登録できます。
- 登録した団体(個人)は、コミュニティ施設の利用などで各種優遇措置があります。
- 有償ボランティアも制度として整備します。

16

アクション3

使ってバンクの設置

「お願いカード」と「ありがとう券」

利用者が頼みやすく、バンク登録者が実費の弁償を受け取りやすい仕組みづくりを整備していきます。(困っている人とバンク登録者をつなげる仕組みです。)

【例えば・・・】

その1

困っていることをバンクにお願いするための「お願いカード」を作成。

その2

「お願いカード」によって、登録ボランティアが助けマンになります。

助けてほしい人

その3

お願いすることの費用弁償の一部として「ありがとう券」が渡されます。

登録ボランティア

そして、

「ありがとう券」は、地域通貨の役割を持たせることで検討します。

17

アクション4

市からコミュニティ協議会へ交付

新コミュニティ交付金

新しいコミュニティのかたちづくりの推進の中で行われる様々な事業や取り組みに対する財政面における制度整備として「新コミュニティ交付金」を創設します。



その1 コミュニティ協議会運営交付金

その2 ふるさとづくり志民(しみん)運動交付金

その3 コミュニティわくわく推進事業交付金

その4 コミにまかせんしゃい事業交付金

その5 共働き提案事業交付金



平成23年度から交付

その1 コミュニティ協議会運営交付金 (基本交付金)

新しいコミュニティのかたちづくりの中核となるコミュニティ協議会へその活動費や運営費を交付するものです。

18

新コミュニティ交付金

しみん

その2 ふるさとづくり志民運動交付金

大野城市の新しいコミュニティづくりに参加・協力する輪を広げ、寄付金を募っていく運動、「ふるさとづくり志民(しみん)運動」によって寄付された金額に同額の市費を合わせて交付するものです。

【ふるさとづくり志民(しみん)運動イメージ】

運動の呼びかけ

※コミュニティ協議会が平成24年度より試行



- ・広報、ホームページでのお知らせや、市民団体へ依頼して志民(しみん)運動をPRし、運動への賛同者リストを作成します。
- ・寄付をお願いするお便りを送ります。



寄付を受けましたら・・・

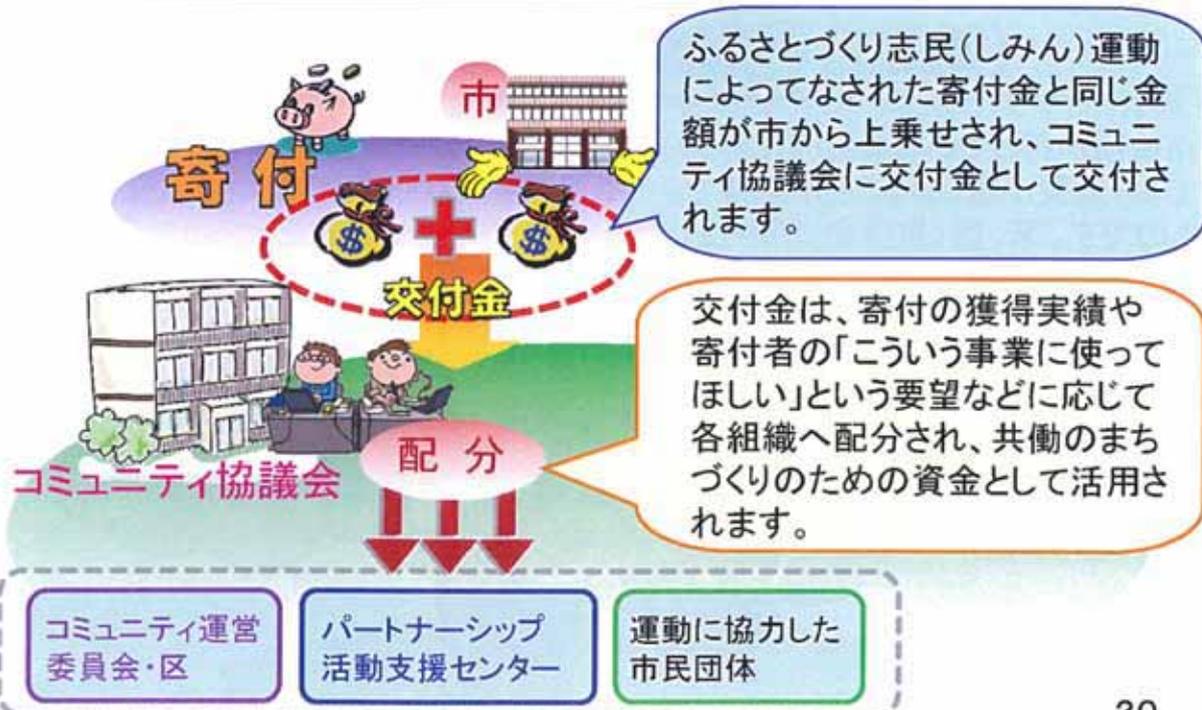
- ・協力申出者とリスト協力者にお礼状を送付します。
- ・寄付者に所得税の確定申告により寄付金が戻ってくることを案内します。



新コミュニティ交付金

しみん

その2 ふるさとづくり志民運動交付金



新コミュニティ交付金

その3 コミュニティわくわく推進事業交付金

地域の課題解決、魅力ある住みよい地域をつくるために、コミュニティ協議会が計画する「コミュニティわくわく推進事業」の実施に必要な経費をコミュニティ協議会に交付するものです。



新コミュニティ交付金

その4 コミにまかせんしゃい事業交付金
(地域分権型自治創造交付金)

市役所が行っている事業のなかから、コミュニティ協議会が地域で取り組むことでより効果が高くなることを期待できる事業を選択して取り組む場合に交付するものです。又、区(自治会)が単独で行っている事業を、広域化(コミュニティ事業化)する場合等の見直しによる事業費の再配分も、この交付金制度を元に調整を行います。



アクション4

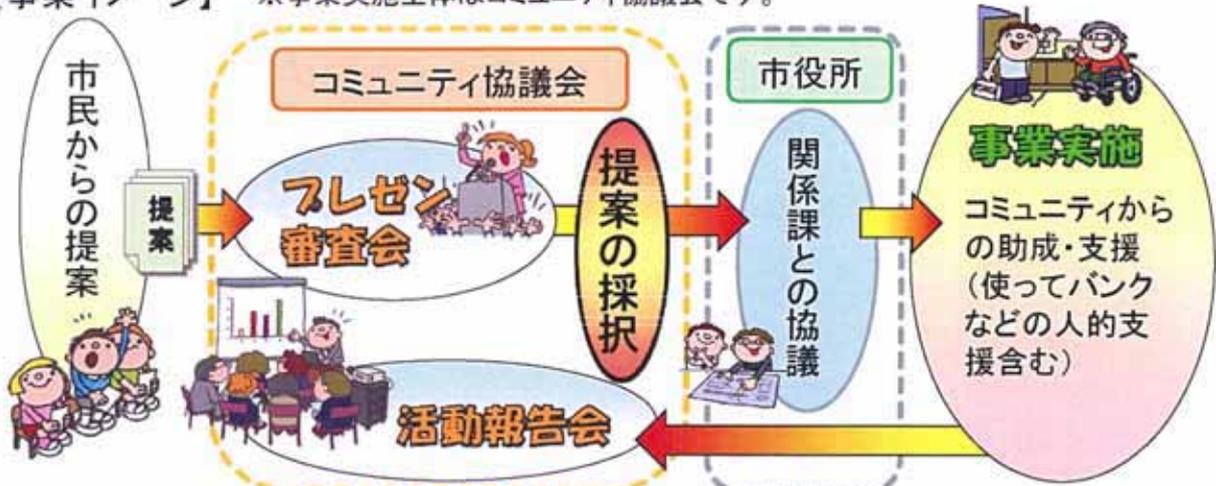
新コミュニティ交付金

平成26年度から交付

その5 共働き提案事業交付金

市民による地域課題解決のための積極的な活動について、コミュニティ協議会が支援を行う事業、「共働き提案事業」の実施に必要な経費について交付するものです。

【事業イメージ】 ※事業実施主体はコミュニティ協議会です。



志民（しみん）の自発的なまちづくり活動を応援します！ 23

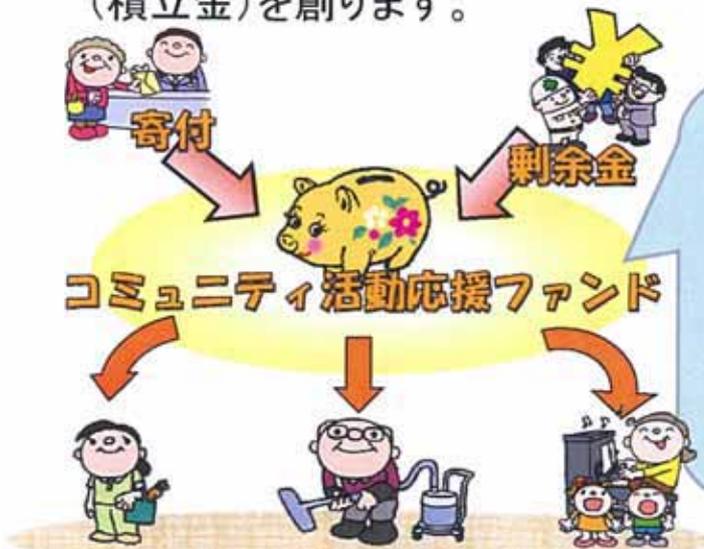
アクション5

NPO法人「共働のまち大野城」

平成27年度から試行

コミュニティ活動応援ファンドの創設

地域と市が共働で設立したNPO法人「共働のまち大野城〇〇コミ」への寄付や活動費の剰余金を積み立てることで、様々な地域課題解決のための事業を応援するファンド（積立金）を創ります。



こうした目的に使います

- ・NPO法人独自の新規事業展開
- ・使ってバンク登録団体への活動助成

※用途はコミュニティ協議会で決定します。

24

アクション6

新コミュニティ構想推進 のための人的支援制度



新しいコミュニティのかたちづくりを推進し、様々な共働の事業や取り組みを実施するうえで、人材面における支援制度として各種人的支援制度を創設します。
コミュニティ協議会を企画分野から支えるためのプロジェクトチーム「わくわく推進会議」を官民共働で設置します。

〈企画プロジェクトチーム「わくわく推進会議」〉

その1 コミュニティ担当職員制度

その2 コミュニティ推進委員制度

その3 職員コミュニティ隊

その4 地域活動インターンシップ研修制度



25

アクション6

新コミュニティ構想推進 のための人的支援制度

市役所からコミュニティ協議会に配置

平成23年度

〈企画プロジェクトチーム「わくわく推進会議」〉

その1 コミュニティ担当職員制度

コミュニティにコミュニティ担当職員を設置し、行政とコミュニティが共働して取り組む新しい公共サービスのあり方や実施プランの策定など、共働のまちづくりの企画分野を支援します。



平成23年度に各コミュニティ3名の計12名設置 →
最終的に24名体制、任期は1年

- 【役割】
- ・コミュニティと行政のパートナーシップ推進役
 - ・コミュニティわくわく推進事業の策定事務に参画
 - ・地域分権コミュニティ移管計画策定事務の参画
 - ・コミュニティへの事務支援・助言及び災害発生時の対応・支援

コミュニティ協議会の助言者・プランナーです！！

26

新コミュニティ構想推進
のための人的支援制度

〈企画プロジェクトチーム「わくわく推進会議」〉

その2 コミュニティ推進委員制度

コミュニティ協議会を企画分野から推進する**コミュニティ推進委員**を設置し、コミュニティ担当職員と連携、共働して、新たな地域課題の解決に向けたプランニングなど、新コミュニティ構想に基づく大野城らしい共働のまちづくりを推進します。

コミュニティ協議会の実践者・フランナーです！！

- ・コミュニティ協議会の推薦・公募選考による委嘱
- ・各コミュニティ2名の計8名を設置
- ・任期は2年(再任は妨げない)
- ・コミュニティ担当職員と同じ役割を担います。



コミュニティ推進委員とコミュニティ担当職員は
企画プロジェクトチームの両輪となります！！ 27

新コミュニティ構想推進
のための人的支援制度

その3 職員コミュニティ隊

市職員の地域における社会貢献として、各コミュニティ協議会に所属する任意のボランティアグループを公募し、**職員コミュニティ隊**を組織します。



目標 各コミュニティ20人の計80人！！

役割1 コミュニティ内一斉夜間パトロールに参加

役割2 コミュニティ運営委員会のイベントスタッフとして参加(年1回以上！)

市職員による地域ボランティアグループです！！

新コミュニティ構想推進
のための人的支援制度



その4 地域活動インターンシップ 研修制度



共働のまちづくりに対する職員研修の一環として、区(公民館)の業務に市職員を参画させる地域活動インターンシップ研修制度の創設を検討します。

- ・区が行う各種事業・企画会議等のスタッフ補助員としての参画、区の活動の活性化を図ります。

共働のまちづくりに対する職員の意識と行動力の向上を目指す研修です！！

新コミュニティ構想推進のための情報支援

新しいコミュニティのかたちづくりの推進の中で行われる様々な事業や取り組みに対する情報の共有を進めるため、各種情報支援を行います。



その1 コミュニティホームページの作成

- 共働の取り組みや各種お知らせを掲載し情報の共有を進めます。
- 各区(公民館)・市のホームページと連携します。

その2 市役所とコミュニティのIT接続

- 市役所とコミュニティセンターとのIT環境の連携・整備を進め、パートナーシップ活動支援センターや地域行政センターの職員と市役所職員が同じIT環境で事務情報の共有を行い、業務の連携を推し進めていきます。



次のページから、アクションプランの
資料編が始まります！

